

番号	
項目	<p>一. 地域の中で学童保育を開設する大阪市においては、国の予算には含まれていない家賃等の経費について、保護者が支払う保育料で負担することになります。補助金の大幅な増額をしてください。</p> <p>二. 指導員の処遇が改善され、指導員が安心して働き続け、専門性、公共性を発揮できることが、子どもとの安定的・継続的な関わりにつながります。大阪市の学童保育が国の補助条件を満たしている、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を活用し、大阪市としても予算化してください。</p> <p>三. 現在の「新運営基準」の条件について、みなし支援員に至るまでの2年を経過措置とし、この2年はみなし支援員でなくても常勤の指導員を雇った場合は「新運営基準」の補助対象として申請できるようにしてください。</p> <p>四. 大阪市留守家庭児童対策事業補助金交付要綱の第7条の4の開設時間延長加算補助金について、国の変更内容がいかなる場合でも、どの施設にも満額支給できるように、独自で予算化してください。</p>
	<p>(回答)</p> <p>一. 二.</p> <p>大阪市では、昭和44年以来、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生（留守家庭児童）を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営の取り組みに対する補助金の交付を行う「留守家庭児童対策事業」を実施しております。</p> <p>本市における放課後児童施策は市内の全ての小学校区において、留守家庭児童を含むすべての児童を対象に実施している「児童いきいき放課後事業」を中心とし、留守家庭児童を対象とする放課後児童健全育成事業を実施する民設民営の放課後児童クラブへの補助事業である「留守家庭児童対策事業」を補完的役割としており、放課後児童クラブに対しては事業に要する経費の一部を補助していません。</p> <p>放課後児童クラブへの賃借料補助については、基本的には運営費補助の対象経費としており、本市の留守家庭児童対策事業においても、国の補助基準に準じております。</p> <p>平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の開始にあたり、大阪市でも国の基準に合わせて留守家庭児童対策事業補助金の運営費や開設時間延長加算、開設日数加算を行い、障がい児受入推進加算補助金等を含め、補助金交付基準の引き上げを行っております。</p> <p>また、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の定着を図り、安定的・継続的な保育による質の向上及び児童の安全・安心な居場所を確保することを目的に「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施するとともに、令和4年2月からは、放課後児童支援に加え補助員も含めた職員の処遇を改善するため、賃上げ効果が継続されることを前提として、収入を3%程度引き上げるための補助を実施しています。加えて、令和6年度より、国の新基準を踏まえた「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準を新設し、補助を行っています。</p> <p>三.</p> <p>「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助基準は、国に準じており、この基準における「放課後児童支援員」とは、認定資格研修を修了したもの及び放課後児童支援員としての業務に従事することになってから2年以内に研修を修了することを予定している者でなければならない、とされており、認定資格研修の受講要件を満たしていない「みなし支援員ではない常勤職員」は、該</p>

当しないものとされます。

四.

平日時間延長加算につきましても、基本的には国の基準に準じて、本市の留守家庭児童対策事業補助金交付要綱を改正いたします。

担当

こども青少年局企画部青少年課放課後事業グループ 電話：06-6684-9559